一一　車両のドアラッチ及び扉保持構成部品に係る認可に関する統一規定
一二　衝突時のかじ取装置に対する車両の運転者保護に係る認可に関する統一規定
一三　車両区分Ｍ、Ｎ及びＯの車両の制動装置に係る認可に関する統一規定
一三―Ｈ　乗用車の制動装置に係る認可に関する統一規定
一四　車両の座席ベルトの取付装置、ＩＳＯＦＩＸ取付装置、ＩＳＯＦＩＸトップテザー取付装置及びアイサイズ着座位置に係る認可に関する統一規定
一六　次に掲げる認可に関する統一規定
Ⅰ　動力駆動車両の乗員用の座席ベルト、補助乗車装置、年少者用補助乗車装置及びＩＳＯＦＩＸ年少者用補助乗車装置の認可
Ⅱ　座席ベルト、座席ベルトリマインダー、補助乗車装置、年少者用補助乗車装置、ＩＳＯＦＩＸ年少者用補助乗車装置及びアイサイズ年少者用補助乗車装置を装備している車両の認可
一七　車両の座席、座席の取付装置及び頭部後傾抑止装置に係る認可に関する統一規定
一九　動力駆動車両の前部霧灯の認可に関する統一規定
二一　車両の内装部品に係る認可に関する統一規定
二三　動力駆動車両及びそのトレーラーの後退灯及び側方照射灯の認可に関する統一規定
二五　頭部後傾抑止装置（ヘッドレスト）（車両座席に組み込まれているかどうかを問わない。）の認可に関する統一規定
二六　車両の外部突起に係る認可に関する統一規定
二七　停止表示器材の認可に関する統一規定
二八　警音器の認可及び自動車の音響信号に係る認可に関する統一規定
三〇　自動車及びそのトレーラーの空気入りタイヤの認可に関する統一規定
三四　車両の火災の危険予防に係る認可に関する統一規定
三七　動力駆動車両及びそのトレーラーの認可されたランプユニットにおいて使用される白熱電球の認可に関する統一規定
三八　動力駆動車両及びそのトレーラーの後部霧灯の認可に関する統一規定
三九　車両の速度計及び走行距離計の装置（その取付けを含む。）に係る認可に関する統一規定
四一　モーターサイクルの騒音に係る認可に関する統一規定
四三　安全ガラス材及び車両へのその取付けの認可に関する統一規定
四四　動力駆動車両の年少者乗員用の補助乗車装置（年少者用補助乗車装置）の認可に関する統一規定
四五　前照灯洗浄器の認可及び動力駆動車両の前照灯洗浄器に係る認可に関する統一規定
四六　間接視界のための装置の認可及びその装置の自動車への取付けに係る認可に関する統一規定
四八　車両の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付けに係る認可に関する統一規定
五〇　車両区分Ｌの車両の車幅灯、尾灯、制動灯、方向指示器及び後部番号灯の認可に関する統一規定
五一　四輪以上の自動車の騒音の発生に係る認可に関する統一規定
五四　商用車及びそのトレーラーの空気入りタイヤの認可に関する統一規定

五八　次に掲げる認可に関する統一規定
Ⅰ　後部突入防止装置（ＲＵＰＤｓ）の認可
Ⅱ　認可された型式のＲＵＰＤの車両への取付けに係る認可
Ⅲ　車両の後部突入防止（ＲＵＰ）に係る認可
六〇　二輪モーターサイクル及びモペッドのコントロール装置であって運転者が操作するもの（コントロール装置、テルテール及びインジケータの識別を含む。）に係る認可に関する統一規定
六二　ハンドル付きの動力駆動車両の許可されていない使用に対する保護に係る認可に関する統一規定
六四　車両の装備品（応急用スペアユニット及びランフラットタイヤを含む。）に係る認可に関する統一規定
六六　大型乗用車の上部構造の強度に係る認可に関する統一規定
七〇　大型車両の後部反射器に係る認可に関する統一規定
七五　車両区分Ｌの車両の空気入りタイヤの認可に関する統一規定
七七　動力駆動車両の駐車灯の認可に関する統一規定
七八　車両区分Ｌ１、Ｌ２、Ｌ３、Ｌ４及びＬ５の車両の制動装置に係る認可に関する統一規定
七九　車両のかじ取装置に係る認可に関する統一規定
八〇　大型乗用車の座席の認可並びにその座席及びその取付装置の強度に係る認可に関する統一規定
八一　二輪の動力駆動車両（サイドカーの有無を問わない。）の後写鏡のハンドルへの取付けに係る認可に関する統一規定
八七　動力駆動車両の昼間走行灯の認可に関する統一規定
九一　自動車及びそのトレーラーの側方灯の認可に関する統一規定
九三　次に掲げる認可に関する統一規定
Ⅰ　前部突入防止装置（ＦＵＰＤｓ）の認可
Ⅱ　認可された型式のＦＵＰＤの車両への取付けに係る認可
Ⅲ　車両の前部突入防止（ＦＵＰ）に係る認可
九四　前面衝突時の車両の乗員の保護に係る認可に関する統一規定
九五　側面衝突時の車両の乗員の保護に係る認可に関する統一規定
九八　自動車の前照灯であって放電灯光源を装備しているものの認可に関する統一規定
九九　動力駆動車両の認可された放電灯ユニットにおいて使用される放電灯光源の認可に関する統一規定
一〇〇　車両の電動パワートレーンの特定の要件に係る認可に関する統一規定
一〇四　車両区分Ｍ、Ｎ及びＯの車両の再帰反射材の認可に関する統一規定
一一〇　次に掲げる認可に関する統一規定
Ⅰ　推進機関において圧縮天然ガス（ＣＮＧ）又は液化天然ガス（ＬＮＧ）を使用する自動車の特定の部品に係る認可
Ⅱ　推進機関において圧縮天然ガス（ＣＮＧ）又は液化天然ガス（ＬＮＧ）を使用する認可された型式に係る特定の構成部品の車両への取付けに係る認可